

松川町定例農業委員会議事録 第10回(1月)

1 開催日時 令和4年1月21日(金) 15:00 ~ 17:00

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 16人

会 長 1番 松下 敏章

会長代理 16番 北林 秀昭

委 員 2番 塩澤 澄夫 3番 中平 文幸 4番 清水 祐一

5番 古谷 はるみ 6番 矢沢 茂徳 7番 大澤 美子

8番 松下 守 9番 北沢 ひろみ 10番 宮島 善英

11番 松下 正美 12番 松脇 崇 13番 大場 健彦

14番 新井 正彦 15番 宮沢 和文

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

係長 米山 敏 主事 宮澤 風香

6 会議の概要

(1) 開会 一米山係長 開会—

(2) 会長挨拶 一松下(敏) 会長挨拶—

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 7番 大澤委員 8番 松下委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可の取り消しについて

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 生田 8筆 4,310㎡ 田・畑 所有権

農地法3条の規定の中に、所有権等の取得後に耕作が効率的に行えないと認められた場合、許可の取り消しが行えるというものがあります。譲渡人は相続財産管理人で、

相続放棄された土地をなんとかしたいと考えていたところ、譲受人が稲作の規模拡大を図るため買い受けましたが、許可後、思った以上に荒廃が進んでいるほか水利が機能していないため、金銭と労力がかかる事を判断し、取り消し申請をした次第です。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長

管理は誰が行っていたのですか。

○事務局

続財産管理人が時折行っていたと思われます。

○宮島委員

譲受人は現場をよく確認する前に買い受けたのでしょうか。

○事務局

申請者は元より知人同士で、譲受人は水稻を大規模に行っていることもあり、現地確認を行う前に買受の承諾をされたのだと思います。

○宮島委員

それでは、当時から荒廃していたにも関わらず委員会で承認され、許可が出たことが問題ではないのですか。

○松脇委員（担当委員）

相続する者がいないという中で今回の譲受人が見つかったため、承認しました。当時、譲受人に耕作の意思がしっかりとあったかは定かではないですが、相続人がいなかったということで特殊な案件だと思います。

○清水委員

当時の委員会で担当委員等より説明があったうえで許可したと思うのですが、その説明通りに耕作が行われず今になって取り消しがされるというのは、農業委員会の決定に信憑性がなくなってしまうのではないですか。

○事務局

当時の申請書には、耕作の計画について記載されています。

○塩澤委員

土地によっては水利に問題はないところもありますが、どうなのでしょう。また、今後の計画が無い農地は随時譲受人を募るとのことですが、それは農家のみですか。申請地あたりは太陽光発電関係の土地が多くあり、この農地もそれを目的として転用されることを危惧しています。

○事務局

水利については、耕作をはじめするには時間を要する状態であると言えます。今後譲り渡す際は、農地として渡すとのこと。また、太陽光発電を目的とした転用については、県が第1種農地の許可は認めないこととしていますので、その可能性はないかと思えます。

○宮島委員

登記上の所有権移転はされていないとのことですが、この段階で許可の取り消しをし

て良いのですか。

○事務局

農地法の許可は、強制的に登記を完了させるまでの能力はなく、あくまでも転用を許可するものになります。

○大澤委員

今回のように耕作が出来ない状態であったのならば、もう少し早い段階で取り消し申請をする必要があったのだと思いますが、委員は承認した農地に対してどのような管理や対応をしていけば良いのでしょうか。

○会長

許可後の管理や追跡は委員では難しいと思いますので、事務局でやっていただきたいです。

○事務局

全ての土地を追跡できていないのが現状ですが、出来る限り積極的に行っていきたいと思います。

○会長

それでは賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

多数賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

1番、2番は関連のある案件ですので、まとめて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 2筆 263㎡ 畑 住宅 所有権

2番 元大島 2筆 83㎡ 畑 進入路 使用貸借権

当初は1番の申請のみでしたが、分筆後の農地が効率的に使われなとのことで県より指導が入り、2番の申請を追加で提出しました。

○大場委員説明

周辺住民の承諾も得ているとのことで問題ないかと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○宮島委員

2番のみ使用貸借権とのことですが、これは1番の住宅へ入るための進入路ですか。

そうとなれば、使用貸借権で良いのですか。

○事務局

1番の住宅には、2番の進入路を使わなくても入ることができます。しかし、住宅に挟まれた2番の農地を残したままでは転用を許可できないため、このような形で申請し

た次第です。

○北沢委員

県から指導があった農地は、必ずしも転用をしないとイケないのでしょうか。

○事務局

残ってしまった農地は効率的に使えないと判断されます。県は、農地を良い形で残すという姿勢でいますので、効率的に使えない農地は必ず転用をするよう促されます。

○大澤委員

では、当町ではそういった農地も残すという姿勢でいても良いということですか。それが駄目なのであれば、委員に申請が上がって来た時点で、残る農地部分も確認していく必要があるのではないですか。

○事務局

転用の最終的な許可権限は県にありますので、町独自の判断がそのまま通るとは言えません。ですので、事前に窓口へ相談があれば、周辺の農地も合わせて確認し、事務局から申請者へ案内をするようにします。

○会長

それでは1番について、賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番について、賛成の方の意見を求めます。

【多数挙手】

○会長

多数賛成です。許可相当と認めます。つづいて3番をお願いします。

○事務局説明

3番 元大島 2筆 2,439㎡ 田 貸工場 所有権

○中平委員説明

現在、町内にある工場・駐車場が手狭となり、新しい場所へ建築し直すとのことです。譲受人は会社代表者の親ですので、工場を会社へ貸すというかたちになります。周辺の耕作者からは同意を得ていますので、問題ないかと思えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○大場委員

このあたりは第1種農地ではないですか？

○事務局

第2種になります。

○会長

それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて4番をお願いします。

○事務局説明

4番 元大島 1筆 53㎡ 畑 庭 所有権

○中平委員説明

申請地となりに譲受人の住宅があり、現在住んでいます。住宅や他人の農地に囲まれて残ってしまった申請地を、譲受人が住宅の庭として使うとのこと。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○矢沢委員

この農地については、今まで県から指導を受けなかったのですか。

○事務局

先月、この近隣の転用案件があり、その際に本申請地については確認がありました。所有者へ連絡したところ、元々転用予定であったとのことなので、県へはそれを伝えてありました。

○会長

それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて5番をお願いします。

○事務局説明

5番 上片桐 3筆 679㎡ 畑 住宅 使用貸借権

○清水委員説明

譲渡人と譲受人は親子です。申請地の一部は家庭菜園をやっておりましたが、同居を始めるにあたって場所がないため、転用して住宅を構えるとのこと。隣接農地からは同意を得ておりますので問題ないかと思えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 38 件）

所有権移転（ 2 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【意見・質問なし】

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。議案第 3 号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

○会長

委員からの意見・提案等がありますか。

②事務局からの協議事項

・令和 3 年農地賃借料情報について

事務局：（資料参照）令和 3 年 1 月から令和 3 年 12 月の農地賃借料情報を作成しました。

・利用意向調査について

事務局：（資料参照）昨年 7 月末から 9 月末まで行っていただいた農地利用状況調査の結果をもとに、利用意向調査の対象者を抽出しました。対象者は、令和 2 年度調査時に「耕作中」又は「除草管理されている」と判断された農地が、令和 3 年度では「管理が放棄され荒廃が予測される」と判断されたものです。期限は 2 月末となりますので、ご協力をお願いします。

(6) 営農支援センターから

・（事務局）果樹農業研修制度について、3 期生 2 名の研修が 2 月 1 日から始まります。

(7) 閉会 一米山係長 閉会

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

7 番

大澤美子



8 番

松下 弁

